

施設基準あり

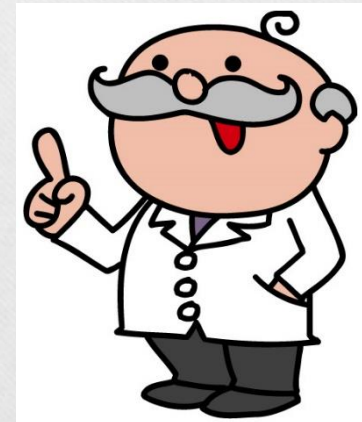
B001 23

がん患者指導管理料 2



2014年度診療報酬のポイント

◆2014年度診療報酬改定で
「がん患者指導管理料2」
「がん患者指導管理料3」
が新設されました！



施設基準あり

B001 23

がん患者指導管理料 2

がん患者指導管理料1 500点
(患者1人につき1回)

新 がん患者指導管理料2 200点
(患者1人につき6回)

新 がん患者指導管理料3 200点
(患者1人につき6回)



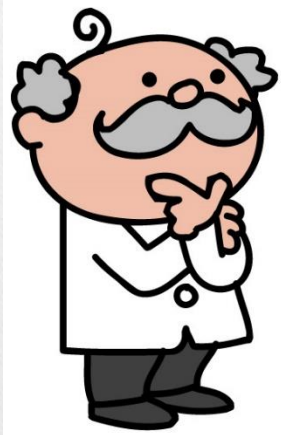
入院でも外来でも算定できます！

施設基準あり

B001 23

新

がん患者指導管理料 2



がん患者の精神的なケアについての
重要性・必要性が高まっています。

そのニーズに対応するために新設され
ました。

医師又は看護師が心理的不安を軽減する
ための面接を行った場合に算定できます。

B001 23



がん患者指導管理料 2

施設基準 1

人員

管理料 1 と同じ

看護師（専任）
＝5年以上がん患者の看護に従事した経験
緩和ケアの研修修了



医師＝緩和ケアの研修修了

研修については
次のページを
見てね★



B001 23



がん患者指導管理料 2

施設基準1

人員

管理料1と同じ

【医師の研修】

● 次のいずれかの研修

- がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針
(平成20年4月1日付け健発第0401016号厚生労働省健康局長通知)
に準拠した緩和ケア研修会
- 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会
(国立がん研究センター主催) 等

看護師の研修は次のページを見てね★



新

がん患者指導管理料2

人員

管理料1と同じ

該当する研修については
次のページを見てね★



【看護師の研修】

- 国及び医療関係団体等が主催する研修
(6月以上かつ600時間以上の研修期間で、修了証が交付されるもの)
- がん看護又はがん看護関連領域における専門的な知識・技術を有する看護師の養成を目的とした研修
- 講義及び演習により、次の内容を含むもの
 - (イ) がん看護又はがん看護関連領域に必要な看護理論及び医療制度等の概要
 - (ロ) 臨床倫理(告知、意思決定、インフォームド・コンセントにおける看護師の役割)
 - (ハ) がん看護又はがん看護関連領域に関するアセスメントと看護実践
 - (ニ) がん看護又はがん看護関連領域の患者及び家族の心理過程
 - (ホ) セルフケアへの支援及び家族支援の方法
 - (ヘ) がん患者のための医療機関における組織的取組とチームアプローチ
 - (ト) がん看護又はがん看護関連領域におけるストレスマネジメント
 - (チ) コンサルテーション方法
- 実習により、事例に基づくアセスメントとがん看護又はがん看護関連領域に必要な看護実践

B001 23



がん患者指導管理料 2

施設基準 1、2

人員

管理料1と同じ

■ 疑義解釈（その1 H26.3.31）より

【看護師の研修に該当するもの】

- ① 日本看護協会認定看護師教育課程「緩和ケア」、「がん性疼痛看護」、「がん化学療法看護」、「がん放射線療法看護」、「乳がん看護」
- ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の「がん看護」又は「精神看護」の専門看護師教育課程

設備

管理料1、3と同じ



● 個室を備えていること。

（患者に対して診断結果及び治療方針の説明等を行う場合に、患者の希望に応じて、患者の心理状況及びプライバシーに十分配慮した構造）

B001 23

新

がん患者指導管理料 2

施設基準あり

指導内容

【指導者】

医師または看護師（施設基準を届出た者）

【指導内容】

患者の心理的不安を軽減するための指導を実施した場合

※必要に応じて文書を交付するなど、分かりやすく説明するよう努めること。

※必要に応じて、その他の職種と共同する。

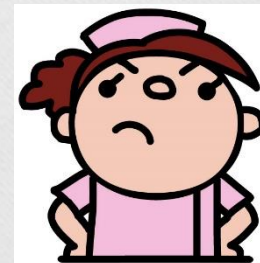
【場所】

患者の心理状態に十分配慮された環境

身体症状及び精神症状の評価及び対応、病状、
診療方針、診療計画、日常生活での注意点等の説明、
患者の必要とする情報の提供、意思決定支援、
他部門との連絡及び調整等

看護師が指導した場合・・・

指導を行った看護師が、患者の診療を担当する医師に対して、患者の状態、指導内容等について情報提供等
をしなければいけません！



B001 23

新

がん患者指導管理料 2

施設基準あり

対象患者

● がんと診断され継続して治療を行う以下のいずれかの患者

- STAS-J (STAS日本語版) で2以上の項目が2項目以上該当する者 (STAS-Jについては日本ホスピス・緩和ケア研究振興財団 (以下「ホスピス財団」という。) の「STAS-J (STAS日本語版) スコアリングマニュアル第3版」 (ホスピス財団ホームページに掲載) に沿って評価を行う)
- DCS (Decisional Conflict Scale) 40点以上の者

記録

- 指導内容等の要点を診療録又は看護記録に記載する。



B001 23

新

がん患者指導管理料 2

施設基準あり

算定

■ 疑義解釈（その2 H26.4.4）より

- がん患者管理指導料 2
がん患者管理指導料 3 の同日算定可○

※それぞれ患者の同意、指導内容等の要点を診療録、看護記録又は薬剤管理指導記録への記録が必要。

同日



○がん患者管理指導料2



○がん患者管理指導料3

B001 23

新

がん患者指導管理料 2

施設基準あり

算定

■ 疑義解釈（その2 H26.4.4）より

- 緩和ケアチームの専従看護師が、がん患者指導管理料 2 を算定可能○
※緩和ケアチームの業務時間外で、緩和ケア診療加算・外来緩和ケア管理料の診療に影響のない範囲
- ※ 1 日当たりの算定患者数：
 - 緩和ケア診療加算
 - 外来緩和ケア管理料
 - がん患者指導管理料 2の患者数合わせて30人以内



緩和ケアチームの専従
がん患者管理指導料 2



B001 23

新

がん患者指導管理料 2

施設基準あり

算定不可×

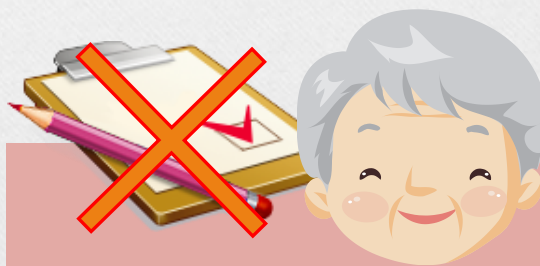
以下の場合には算定不可×

- ×患者の十分な理解が得られない場合
- ×患者の意思が確認できない場合
- ×患者を除く家族等にのみ説明を行った場合

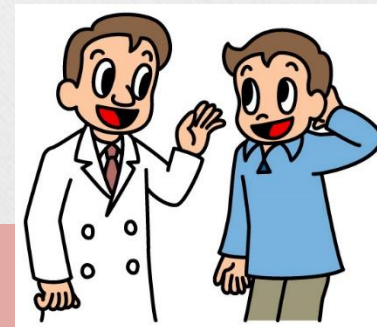
意識障害や
重度の認知症 等



×患者さんが
理解できない



×患者さんの意志が
確認できない



×家族のみに説明

B001 23

新

がん患者指導管理料 2

施設基準あり

算定不可×

以下との併算定不可×

- A226-2 緩和ケア診療加算 (同一日)
- B001の18 小児悪性腫瘍患者指導管理料
- B001の22 がん性疼痛緩和指導管理料
- B001の24 外来緩和ケア管理料 (同一月)



同日

A226-2

緩和ケア診療加算



がん患者指導管理料 2

同月

B001の24

外来緩和ケア管理料



がん患者指導管理料 2

B001 23

新

がん患者指導管理料 2

施設基準あり

算定不可×

■ 疑義解釈（その2 H26.4.4）より

- がん患者管理指導料1の算定日
→がん患者管理指導料2・3の算定不可×
- （がん患者管理指導料1には、がん患者管理指導料2・3の指導が含まれます）

同日



- がん患者管理指導料1
- ×がん患者管理指導料2または3

別日



- がん患者管理指導料1
- がん患者管理指導料2または3

B001 23

新

がん患者指導管理料2

施設基準あり

算定不可×

■ 疑義解釈（その2 H26.4.4）より

- ・ がん患者管理指導料2・3について、それぞれ同一日に複数回の算定不可×

同日



○がん患者管理指導料2



×がん患者管理指導料2

B001 23

新

がん患者指導管理料 2

施設基準あり

勤務時間の計算

- 一般病棟入院基本料の病棟に勤務している専任の看護師が、当該病棟に入院している患者に対し、指導を行った場合
→この業務時間も当該病棟での勤務時間として算入することができる。



入院患者に指導⇒病棟勤務時間に含める

- 一般病棟入院基本料の病棟に勤務している専任の看護師が、外来患者に対して指導を行った場合
→病棟勤務と外来勤務を兼務する場合に該当し、勤務計画表による病棟勤務の時間を比例計算の上、看護要員の数に算入する。



病棟→外来患者に指導⇒病棟勤務時間に含めない

施設基準あり

B001 23

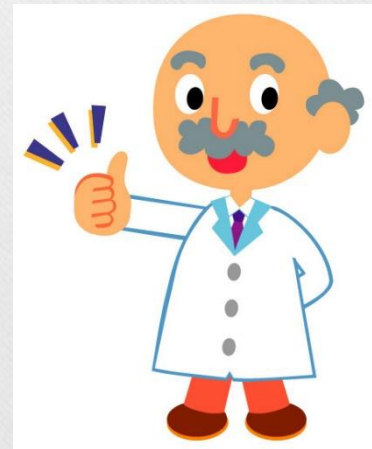
がん患者指導管理料 2 のポイント



心理的不安を減らすための面談に
点数がつきました！

患者1人につき6回まで算定できます。

患者さんのためにも、
積極的に行っていきましょう！



B001 23



がん患者指導管理料 2

施設基準あり

疑義解釈等（2014年診療報酬改定以降）

通知日	Q	A
その1 26.3.31	がん患者指導管理料 2 の看護師の研修とはどのような研修か。	日本看護協会認定看護師教育課程「緩和ケア」、「がん性疼痛看護」、「がん化学療法看護」、「がん放射線療法看護」、「乳がん看護」の研修。日本看護協会が認定している看護系大学院の「がん看護」又は「精神看護」の専門看護師教育課程。
その2 26.4.4	がん患者管理指導料 1 を算定した同一日に、がん患者管理指導料 2 又は 3 を算定することは可能か。また、がん患者管理指導料 2 及び 3 については、同一日に複数回算定することは可能か。	がん患者管理指導料 1 には、がん患者管理指導料 2 及び 3 に係る指導が含まれることから、がん患者管理指導料 1 を算定した同一日にがん患者管理指導料 2 又はがん患者管理指導料 3 を算定することはできない。一方、がん患者管理指導料 2 を算定した同一日にがん患者管理指導料 3 を算定することについては、それぞれ患者の同意をとり、指導内容等の要点を診療録、看護記録又は薬剤管理指導記録に記録した上で可能である。また、がん患者管理指導料 2 及び 3 について、それぞれ同一日に複数回算定することは不可。



B001 23



がん患者指導管理料 2

施設基準あり

疑義解釈等（2014年診療報酬改定以降）

通知日	Q	A
その2 26.4.4	緩和ケアチームの専従看護師が、緩和ケアチームとして業務に従事する時間外で、がん患者指導管理料2を算定することは可能か。	緩和ケアチームの専従看護師であっても、緩和ケア診療加算を算定すべき診療及び外来緩和ケア管理料を算定すべき診療に影響のない範囲において、がん患者指導管理料2を算定することは可能であるが、1日当たりの算定患者数は、緩和ケア診療加算、外来緩和ケア管理料及びがん患者指導管理料2を算定する患者数合わせて30人以内とする。なお、がん患者指導管理料2について、同一日の緩和ケア診療加算の算定及び同一月の外来緩和ケア管理料の算定はできない。
その4 26.4.23	がん患者指導管理料について、「当該患者の同意を得て」となっているが、患者の同意を得ている旨をカルテ等に記録することで要件は満たされるか。	そのとおり。

